

# 首都圏整備計画

平成28年3月

国土交通省

この計画は、首都圏整備法第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 29 日に決定され、平成 28 年 4 月 26 日国土交通省告示第 711 号をもって公表されたものである。

# 目次

序説	1
1 計画の意義	1
2 計画の構成及び性格	1
3 計画の対象区域	1
4 計画の実施	2
5 計画の期間	2
6 計画の運用等	2
[第1部]	3
第1章 首都圏を取り巻く諸状況と課題	3
第1節 首都圏を取り巻く諸状況	3
1 我が国をめぐる大きな変化	3
2 我が国が目指す将来像と課題	3
3 首都圏の果たすべき役割	5
第2節 首都圏の現状と課題	6
1 これまでの首都圏整備	6
2 首都圏整備の現状と課題	7
第2章 首都圏の将来像とその実現のための施策	12
第1節 目標とする社会や生活の姿	12
1 人材や文化が集まる創造の場の整備	12
2 上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な「洗練された首都圏」の構築	12
3 共生を概念に含み、面的な対流が起きている首都圏	12
4 首都圏の将来像	13
第2節 人口規模の将来見通し等	14
1 人口	14
2 土地利用	14
第3節 目指すべき圏域構造	16
1 圏域構造の基本的方向	16
2 圏域整備の基本的考え方	17
第4節 首都圏の将来像実現のための施策	20
1 防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化	20
2 スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化	20
3 都市と農山漁村の対流も視野に入れた異次元の超高齢社会への対応	21
4 社会システムの質の更なる向上	21
5 柔軟で高効率な生産システム等による日本再興のための取組	21
6 地域の環境の刷新とクリエイティビティ・イノベーションの創出	22
7 若者・女性・高齢者・障害者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり	23
8 田園回帰を視野に入れた農山漁村の活性化	23
9 首都圏ならではの世界に通用する観光地域づくり	24
10 オリンピック・パラリンピックの機会に、洗練された首都圏と東北の復興を世界にアピール	24

[第2部]	25
第3章 施設の整備計画	25
1 道路	25
2 鉄道	26
3 飛行場	27
4 港湾等	27
5 情報通信施設	28
6 水資源開発施設	28
7 水道	28
8 工業用水道	29
9 下水道	29
10 廃棄物処理施設	29
11 河川、海岸等	30
12 宅地	31
13 公園・緑地等	31
14 住宅	32
15 教育文化施設等	32
16 その他	32

## 序説

### 1 計画の意義

首都圏は、我が国最大の人口を有する圏域であり、政治、行政、経済の中核機能が集積している。これらの機能を巨大災害発災時にもシステムダウンさせることなく持続的に機能させていくことは首都圏の重要な責務である。

首都圏、中でもとりわけ東京圏は日本経済を牽引しており、国際競争力の強化は首都圏の極めて重要な責務であり、首都圏が中心となって日本の国際競争力の強化を図る必要がある。その際に、面的な「対流」の創出が、国際競争力の強化を図りつつ、一極集中のリスクを軽減しなくてはならない首都圏にとって最も重要な課題である。

高齢化進展への対応は日本全国共通の課題であるが、首都圏の中でも東京圏は、高齢人口が急激に増大するため、高齢化対策の充実・強化を図るとともに、高齢者がこれまで以上に社会に参画し、社会で活躍できるようにしていくことが重要である。

この計画は、このような課題に広域的に対処し、首都圏に居住し又は首都圏を活躍の場とする多様な主体が生活や活動の質を高めることのできる社会を実現するため、広域的な視野の下に、地域の将来展望を示し、長期的、総合的な視点から地域整備を推進することを目的として策定するものである。

### 2 計画の構成及び性格

この計画は、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づいて作成するものであって、第 1 部（第 1 章及び第 2 章）及び第 2 部（第 3 章）の 2 つの部分により構成する。

第 1 部（第 1 章及び第 2 章）は、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにしたものであって、関係行政機関及び関係地方公共団体の首都圏の整備に関する諸計画の指針となるべきものである。

また、第 2 部（第 3 章）は、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第 21 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

各種施設の整備については、この計画期間内に完成見込みであり、代表性が高いと考えられる施設を中心に記載している。

なお、予算、進捗等の事情によりその完成年度がこの計画の期間を超える場合があり得る。

### 3 計画の対象区域

この計画は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を対象とするとともに、広域的な連携等の観点から周辺の地域を視野に含めるものとする。

この計画で「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域とする。

## 4 計画の実施

この計画の実施に当たっては、国、地方公共団体、関係事業者を始め、民間企業、NPO、個人等の多様な主体の積極的な協力と参加が必要とされる。現在、規制緩和の推進や地方分権に向けた制度の見直し等が進められる中で、これからの首都圏整備に当たっては、公的主体と民間主体、国と地方の間の適切な役割分担が不可欠である。

公的主体は基盤の整備、制度の構築等、民間主体の活動の場の整備を推進し、民間主体は創意と工夫による多彩な活動により首都圏整備に参加することが必要である。国は国家的観点からの施策や基幹的な基盤の整備等を推進するとともに、地方公共団体は自らの責任と選択により地域づくりに努める。また、各地域におけるこの計画の実施に当たっては、それぞれの地域の特性や地方公共団体の実状等を踏まえて地域にとって真に必要な事業を実施するとともに、地域相互の連携を通じて適切な役割分担のもとで効果の高い事業の実施のあり方を目指す。

計画の推進に当たっては、多様な主体がこの計画に対する理解を深めていくことが必要であり、公的主体は広報等を始めとした取組を進める。

## 5 計画の期間

この計画の期間は、第1部については、平成28年度から概ね10年間とし、第2部については、平成28年度から概ね5年間とする。

## 6 計画の運用等

この計画は、この計画と関連を有する主要な計画が策定され又は改定された場合等、情勢の変化があった場合において、必要に応じ弾力的な運用又は見直しを行うこととする。

また、この計画の内容を実現するため、更に必要となる具体的な方策について、今後積極的な検討を行い、その実施を進めるものとする。

## [第1部]

### 第1章 首都圏を取り巻く諸状況と課題

#### 第1節 首都圏を取り巻く諸状況

##### 1 我が国をめぐる大きな変化

首都圏の整備に当たって、以下のような、我が国をめぐる大きな変化を前提に進める必要がある。

###### (1) 国土を取り巻く時代の潮流と課題

我が国の総人口は2008年の約1億2,800万人を頂点として減少を始め、本格的な人口減少社会を迎えた。出生率の低下に伴う少子化と団塊の世代が高齢者となったことにより、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加が進み、近年、高齢化が急速に進展している。

国際環境では、アジアの主要都市が急速に台頭し国際的な都市間競争が激化している。産業の国際競争力を強化し、海外からの投資、情報を呼び込むための環境整備が課題である。今後、首都直下地震等巨大災害発生が高い確率で予測されており、国土の強靱化を推進する必要があるとともに、高度成長期以降に集中的に整備された社会資本は老朽化が急速に進むと見込まれ、戦略的な維持管理・更新を進め、トータルコストの縮減・平準化を図っていくことが重要である。世界的には食料・水・エネルギー等の需要が急増しており、将来にわたって安定供給確保や循環使用、地球環境問題への対応が課題である。

一方、近年のICT（情報通信技術）の劇的な進化等技術革新が上記の課題の解決を含め大きな変革を社会にもたらす可能性がある。

###### (2) 国民の価値観の変化

社会の成熟化に伴い国民の価値観、ライフスタイルは多様化している。一方、地域コミュニティの弱体化が進み、多様な主体による共助社会づくりを進めていくことが課題である。

また、東日本大震災等の大規模地震・津波災害、近年頻発する風水害・土砂災害、火山災害や大規模事故等の発生により、安全・安心に対する国民意識が高まりを見せている。

###### (3) 国土空間の変化

人口の減少は国土空間にも大きな影響を与えつつあり、市街地における低・未利用地や荒廃農地、空き家、必要な施業が行われない森林、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題が顕在化している。

##### 2 我が国が目指す将来像と課題

首都圏は、我が国の中枢圏域としてその発展を牽引してきており、今後も引き続き重要な役割を果たすことが期待されている。このため、首都圏の整備については、我が国全体の中でとらえていく必要がある。

平成27年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）において以下のように示され

ている我が国の国土づくりの目標や国土の基本構想を踏まえて、首都圏整備を考えていく必要がある。

### (1) 人口等の見通し

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）では、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すべき将来の方向とし、そのためには、人口減少に歯止めをかけなければならず、出生率が人口置換基準に回復することが必須の条件としている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上し、さらに、政策の効果により人口置換水準（2.07）が達成されるケースを想定して、2060年に1億人程度の人口が確保されるとしている。さらに、人口の安定化と生産性の向上が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度を維持することが可能と見込まれている。

### (2) 国土づくりの目標

#### ①安全で、豊かさを実感することのできる国

自然災害や事故による被害を最小化するとともに、食料、水、エネルギーや所得・職、生活サービス等を確保することによって国民生活を守り、また、多様なライフスタイルの下で地域の魅力を誇りに思えるような「安全で、豊かさを実感することのできる国」を目指す。

#### ②経済成長を続ける活力ある国

①の必要条件の一つとして、産業の生産性の向上、地域の個性と地域間連携によるイノベーションの創出、女性や高齢者の活躍、アジア・ユーラシアダイナミズムの取り込み等を通じて、人口減少下においても「経済成長を続ける活力ある国」を目指す。

#### ③国際社会の中で存在感を発揮する国

①や②に加え、グローバルな成長拠点として、国際社会から注目されるような文化、産業、研究開発、金融機能等の集積を図るとともに、ゲートウェイ機能を強化し、また外国人目線での移動・滞在環境を整え、「開かれた国土」を実現し、外国人から、日本を訪れたい、日本で研究やビジネスをしたい、日本に投資したいと思われるような「国際社会の中で存在感を発揮する国」を目指す。

これらの国土づくりの目標を達成するには、避けて通ることのできない課題を重圧ではなく特徴ととらえ、むしろ国土づくりにいかしていくという発想の転換も必要である。

### (3) 国土の基本構想

#### 1) 対流促進型国土の形成

本格的な人口減少社会においては、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることを国土の基本構想とする。対流を通じたイノベーションを促進するには、様々な地域が個性を際立たせ、様々な流れを支える国土構造が必要となる。対流の原動力となる地域の個性は、地域が自らの選択と責任の下で磨き上げなければならないため、地域の自治力の強化を図るとともに、引き続き地方分権や規制緩和に取り組む。

## 2) 重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」

対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、生活に必要な各種サービス機能をコンパクトに集約し拠点化すると同時に、居住地域と交通や情報通信のネットワークでつながることによって一定の圏域人口を確保する「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めていく。

様々な規模の拠点を形成し「コンパクト＋ネットワーク」を国土全体に重層的かつ強靱な形で形成することにより、それぞれの地域が連携しながら生活サービス機能から高次都市機能、国際業務機能が提供され、イノベーションを創出するとともに、災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現する。

### (4) 大都市共通の戦略

大都市圏は、我が国経済の成長エンジンであり、経済を牽引することにより活力を維持、増進させるとともに、大都市圏の有する高度な都市機能を周辺の都市・地域に提供する役割を担っている。グローバル化が急速に進展し、アジア主要都市が台頭する中、我が国が世界レベルの競争力を保つためには、世界中の優れた人材と投資を引きつける魅力を持った大都市圏を形成していかなければならない。

平成 27 年 8 月に大都市戦略検討委員会が策定した「大都市戦略」では、「グローバルにビジネスがしやすいまち」、「高齢者が住みやすく、子どもが生まれるまち」、「水や緑にあふれ、歴史・文化が薫る美しいまち」、「安全・安心なまち」という 4 つのめざす大都市の姿を示している。また、今後 10 年程度を見通した大都市共通の戦略として、「都市再生の好循環」の加速、大都市「コンパクト＋ネットワーク」の形成、「災害に強い大都市」の構築という 3 つの基本的方針に基づき、大都市の再構築（リノベーション）に取り組むことが示されている。

## 3 首都圏の果たすべき役割

以上のような、我が国をめぐる大きな変化と、我が国が目指す将来像等の下で、首都圏においては次のような役割を果たす必要がある。

### (1) 確固たる安全・安心の確立

首都圏には約 4,400 万人（2014 年）の人々が暮らしており、そこに住む人々、さらに、国内外からそこに訪れている人々の生命、財産、安全のために、首都直下地震、巨大台風や集中豪雨等への対応力を強化し、首都圏全体の防災力の向上に全力で取り組む必要がある。また、国際社会への影響が大きい日本の中核機能の多くは東京に継続して集積し続けていくと考えられることから、東京の防災力を向上させることは、我が国や世界に対する首都圏の責務であると言える。巨大災害にひるまず、確固たる安全・安心の確立に向けて東京が全力で取り組む姿を全世界に示すことによって、国際社会に防災面で貢献していくことも重要である。

### (2) 日本経済を牽引する首都圏

我が国経済の中核機能が集積している首都圏は、日本の国内総生産の大部分を創出しており、首都圏の中でもとりわけ東京圏が、日本経済の牽引役として大きな役割を担っている。

今後、ますます激化する国際競争のもとで我が国が勝ち残っていくためには、東京が強力な牽引力を有する世界都市となるよう、ハード・ソフト一体で都市機能の高度化を図っていく必要がある。国際競争力向上だけではなく都市の基礎的防災力の向上にも資する東京における「アーバン・リジェネレーション（都市の再生）」を進めることで、その効果が都市全体に波及する「都市再生の好循環」をもたらし、首都圏、さらに、日本全体の国際競争力を高める牽引役を果たしていくことが重要である。

### （３）交通ネットワークを活用した面的な対流創出

首都圏の交通ネットワークについては、放射方向の整備が先行してきたが、「放射＋環状」への転換を図ってきた結果、平成 37 年には高速道路網が概ね完成することとなる。

形成される交通ネットワークを最大限「賢く使い」、面的に広がる交通ネットワークを積極的に活用して、ヒト、モノ、情報等の新たな対流を、まず、首都圏の中から創出することが重要である。さらに、それらがより多面的、重層的に双方向に広がることによって首都圏全域で面的な対流を創出する。

### （４）環境共生型の地域構造や生活様式の創出

首都圏は、世界的に見ても有数の規模を持つ高度に発達した大都市圏であり、既存の資産である社会資本や都市機能の集積をいかしながら、多彩な活動が行われている。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」によると、このまま温室効果ガスを排出し続けると気候変動の影響がますます深刻になることを指摘しており、今後の活動においては、他の地域と比べ発達した公共交通機関等、地域構造の特色をいかしながら、エネルギー消費量の抑制、保水力の向上、風の通り道を確保する観点からの水と緑のネットワークの推進等によって環境負荷の少ない都市構造の形成とそれにふさわしい生活様式の創出を先導的に実現する役割を果たしていく必要がある。

## 第2節 首都圏の現状と課題

### 1 これまでの首都圏整備

#### （１）戦後から高度経済成長期における東京への集中

戦後の復興期を経て、高度経済成長の時期に、首都圏は東京への人口及び諸機能の著しい集中を経験し、東京中心部への一極依存構造を有する巨大な都市圏の形成を見た。このような諸機能の集中に伴う過密は、通勤混雑、長時間通勤、住宅問題、交通渋滞、環境問題、近郊緑地の蚕食等の大都市問題を引き起こし、居住者や企業の活動に大きな負担になっていたとともに、防災の観点からも大きな問題となっていた。

#### （２）首都圏整備の経緯

このような首都圏における大都市圏問題に対して、昭和 31 年に首都圏整備法を制定し、首都圏整備計画及びそれに基づく施策を中心として積極的な取組を行ってきた。

昭和 33 年に策定された第 1 次首都圏基本計画、昭和 43 年に策定された第 2 次首都圏基本計画においては、経済の高度成長を背景とした大都市地域の膨張に対応するため、大都市への人口・産業の集中の抑制と計画的な市街地整備の展開、緑地空間との調和ある共存を目的として施策を推進してきた。昭和 51 年に策定された第 3 次首都圏基本計画、昭和 61 年に策定された第 4 次首都圏基本計画においては、東京大都市圏では東京都区部の一極依存構造を是正するため、業務核都市を中心に自立都市圏を形成し多核多圏域型の地域構造として再構築するとともに、周辺地域においては従来の農業及び工業生産等に加え、業務、教育、文化等の諸機能の充実を図り、中核都市圏等を中心に諸機能の集積を促進し、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を図ることとした。さらに、昭和 63 年には多極分散型国土形成促進法が制定され、第 4 次首都圏基本計画において示された業務核都市の整備、国の行政機関等の移転等を推進してきた。

平成 11 年に策定された第 5 次首都圏基本計画においては、東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指すとともに、首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として育成整備することとした。その後、平成 14 年に既成市街地の人口・産業の集中抑制を図ってきた工業等制限制度が廃止された。

平成 17 年には国土計画法体系の改正が行われ、それに伴い、従来の首都圏基本計画と首都圏整備計画が統合され、平成 18 年に首都圏整備計画が策定された。その際、新たな首都圏整備計画については国土形成計画と調和が保たれたものでなければならぬとされた。

## 2 首都圏整備の現状と課題

### (1) 首都圏の構造的な特性

#### 1) 東京圏への一極集中の進行

以上のような首都圏整備計画に基づく政策の推進により、既成市街地等への集中傾向が緩和するとともに、産業の適正配置がある程度実現するなど、秩序ある圏域構造の形成に一定の効果がもたらされている。

しかし、昨今、首都圏内において、既成市街地から都市開発区域への誘導や、筑波研究学園都市、業務核都市等の整備により、転入超過への転換が図られてきた東京圏以外の地域でも再び転入超過となり、特に中山間地域や島しょ部及び半島地域においては全国と同様に人口減少が進んでおり、東京圏への一極集中が進んでいる。都心への長時間通勤、交通渋滞など残された大都市問題に加え、一極集中がもたらすより重大かつ深刻な問題は、日本経済全体のリスクを日々高めているということである。首都直下地震や大規模水災害等の巨大災害のリスクが高まっている中で、日本経済の牽引役として東京圏へ中枢機能の集積が更に進展することは、それら中枢機能が同時に被災するリスクをますます高めていることにほかならない。また、日本経済の国際社会への影響を考えると、一極集中の進行は世界的なリスクをも高めており、このようなリスクを軽減するためにも、東京圏の機能強化と同時に一極集中の是正を図っていくことが重要である。

そのため、これまでの一方向に向かう一極集中から、様々な方向にヒト、モノ等が行き交う面的な対流を創出するとともに、東京自体の防災力向上を図り、東京が国際社会の中でひ

ときわ大きな存在感を保ち、強力な牽引力を有する世界都市となるよう、東京の更なる機能強化を図っていく必要がある。

なお、対流型首都圏の構築を前提とした東京の「アーバン・リジェネレーション」の推進は、一極集中是正と矛盾することなく、東京の機能強化の効果が、首都圏、さらに日本全体にも広がり、我が国の国際競争力の強化につながることから、一極集中是正と東京の世界都市機能強化は同時並行的に進めることが重要である。

## 2) 首都機能移転

国会等の移転については、東京一極集中の是正、国土の災害対応力の強化、東京のうるおいのある環境づくり等に寄与する重要な課題として、国会等の移転に関する法律に基づき、平成 11 年に移転先候補地について国会への報告がなされ、現在、国会においてその検討が進められているところであるので、この検討の方向等を踏まえる必要がある。

### (2) 首都圏の現状と課題

#### 1) 人口減少・少子化と労働力不足

首都圏ではいまだ人口減少期には至っていない。一方、首都圏は、合計特殊出生率が 1.27 と全国平均の 1.42 を下回っており、特に東京都は 1.15 と、全都道府県で最も低い。これを背景に、生産年齢人口は、東京圏でも 2000 年をピークに減少が始まっており、この影響は、社会を支える介護、建設、運輸等様々な分野で既に顕在化している。日本経済全体を成長軌道に乗せるためには、供給制約の軛（くびき）となる深刻な人手不足を解消することが重要になる。

首都圏では、総数で約 260 万戸の空き家が発生しており、全国の世帯数が減少に転じると推計される 2019 年以降、更に急増することも懸念され、円滑な住み替えを促進することが重要である。また、首都圏の都市内やその縁辺部の農地が後継者不足等により急速に失われていく懸念が生じている。これらの問題を一体として捉え、空き地・空き家を市民農園等として機能転換を図る等の取り組みを進めるなど都市農地の適切な保全を図りながら、空き地・空き家の活用を考えていくことが重要である。

#### 2) 異次元の高齢化の進展

今後の東京圏の高齢人口の増加ペースは全国を大きく上回っており、深刻な高齢者問題を首都圏にもたらす可能性がある。東京圏における高齢人口の劇的な増加は、介護施設の不足等を招くおそれがあり、2025 年には、全国で不足する介護施設のうち、約 3 割が東京圏に集中すると推計されている。さらに、東京圏では 2025 年以降、高齢人口が 2050 年まで加速度的に増加すると見込まれ深刻な問題となっていくおそれがある。

さらに、首都圏における高齢化問題には、サラリーマンとして会社を中心に社会とのかかわりを持ってきた方々が退職することで、社会との接点が薄れて生きがいを見いだせない高齢者が急速に増大する「コミュニティ無き高齢化」や、高齢者単身世帯の割合が高まり、家族や配偶者による介護や見守りが期待できず、社会全体での負担が拡大するというおそれがある。高齢者の社会参画を促進する仕組みをつくっていくことが重要である。

### 3) 巨大災害の切迫

M7クラスの直下地震の発生確率は今後30年以内に約70%程度と推定されるなど、首都圏は巨大地震がいつ起こってもおかしくない状況に置かれている。また、近年、気候変動の影響が顕在化しつつあり、風水害や土砂災害の頻発、激甚化も懸念される。首都圏では、特に、高密度な地下利用等が進むゼロメートル地帯や内陸部の低地については、高潮や大規模浸水等に襲われると壊滅的な被害を受ける可能性がある。さらに、巨大津波、火山の噴火等の大規模自然災害等が発生するおそれや将来の渇水リスクへの懸念も指摘されている。

これらを前提にして、国民の命や経済活動とともに、首都圏に集積する中枢機能を守る対策を講じることが必要であり、複合型災害の可能性を考慮しつつ、ハード対策とソフト対策の両面を効果的に組み合わせ、重点化を図りながら、巨大災害に対して万全の備えを図ることが不可欠である。また、外国人、障害者の方々まで視野に入れたユニバーサルな避難誘導システムを構築することが重要である。

インフラの老朽化も懸念されており、今後、維持管理・更新（メンテナンス）に係る費用も増加が見込まれることから、予防保全の考え方に基づく措置による施設の長寿命化等の戦略的な維持管理・更新を進め、トータルコストを中長期的に縮減・平準化し、投資余力を確保していくマネジメントを徹底していくことは、平時での取り組みに加え、災害への備えとしても重要である。本格的な人口減少社会の到来を見据え、必要性のなくなった社会資本は廃止、除却等の対応を図るとともに、必要な社会資本についても、更新等の機会を捉えて、社会経済状況の変化に応じた機能転換や集約・再編等の規模の適正化を図ることも必要である。特に、社会資本の多くを管理する市町村における持続可能なメンテナンス体制の構築が重要である。

### 4) 国際競争の環境の変化

日本は、平成15年の時点では、アジアにおいて圧倒的な存在感を持っていた。しかし現在、GDP（国内総生産）は中国に抜かれており、量的な規模でみた場合のアジアにおける日本経済の存在感は低下せざるを得ない。さらに、外資系企業の統括拠点数で後れを取っているほか、国際会議シェアも約20年間で約半分に低下している。また、物流面においても、我が国の港湾においては基幹航路（北米航路及び欧州航路）が減少傾向にある。

アジア諸国の急激な経済成長は大きなビジネスチャンスでもある。首都圏が先頭に立ち、アジアの膨大なインフラ需要を積極的に取り込むなど、その活力を日本国内に取り込むことが重要である。

一方、首都圏に一大集積地があるライフサイエンス、ロボット、航空宇宙、環境等の先端分野では、日本はアジア諸国に対して比較優位を保っており、これらの得意分野に資源を集中することで磨きをかけ、国際的な存在感の向上を図っていくことが重要である。このような知識集約型の産業が今後発展していくには、クリエイティブな活動を支援する環境、国際的視点に立った人流・物流面でのネットワークの充実が重要である。

### 5) 拡大し多様化する観光

国内宿泊旅行市場において、関東地方は延べ旅行者数の約3分の1を占有している。その6割を占める観光・レクリエーション需要の掘り起こし、国内外に対するプロモーションの

促進が重要である。

一方、世界の国際観光市場（インバウンド）は、平成 22 年の 9 億 4 千万人から平成 42 年には 18 億人に倍増する見込みであり、特にアジアを中心とする新興国の旺盛な国際観光需要を積極的に取り込んでいくことが重要である。首都圏は、観光資源と宿泊施設は東京都以外のエリアに現に多数存在しているものの、外国人の宿泊は、東京都に集中しており、観光がもたらす滞在人口の面でも、首都圏では一極集中構造となっている。このため、東京での宿泊施設の逼迫や交通渋滞等の問題が生じ、宿泊施設の確保は今後の更なる大幅なインバウンド観光の拡大のボトルネックとなってきた。多面的なニーズにこたえることと併せて、東京等に集中する観光客を首都圏全域に分散化していくことが重要である。

#### 6) 食料・水・エネルギーの制約・環境問題

首都圏は農業産出額が全国 1 位であり、日本全体の約 5 分の 1 を占める大生産基地である。同時に、首都圏は大消費地でもあることから、その好条件をいかし、地産地消を推進するとともに、消費地と直結した取組及びそれらを通じて国産の農林水産物の消費拡大につながる取組等が食料自給率の向上を図る上で重要である。農山漁村においては、荒廃農地や必要な施業が行われない森林等により、食料の安定供給だけでなく、国土の保全、水源涵養、生物多様性の保全等の多面的機能の発揮に支障を来す事態が懸念されており、農地の継続的な利用や森林の持続的な管理を進めていく必要がある。

首都圏はエネルギーの大消費地であり、全国の CO<sub>2</sub> 排出量の約 3 割を占めており、エネルギーのクリーン化、分散化、再生可能エネルギー利活用等にも積極的に取り組みつつ、省エネルギーや交通流対策を進め、地球温暖化対策を率先して進めていくことが必要である。さらに、新しいエネルギーとして期待されている水素社会の実現へ向けた環境づくり、地球温暖化対策に資する木質バイオマス発電の利用促進や省エネ設備の導入等の推進、CO<sub>2</sub> 吸収源としての森林の持続的な管理が重要である。

また、河川、緑地、農地、森林等における生物多様性の保全を含む多面的機能を持続的に発揮させることが重要であり、そのため、生態系のネットワーク形成の推進に首都圏が先進的に取り組むことが必要である。

さらに、アジアで一定の自立を確保していくためには、国際的戦略物資である食料、水、エネルギーの持続的な確保が重要であり、都市と農山漁村の対流による農山漁村の活性化を通じて、首都圏全域で戦略物資の活用を図っていくことが重要である。また、首都圏は、伊豆諸島、小笠原諸島等の島しょ地域を有し、広大な排他的経済水域（EEZ）等に豊富に存在する海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を果たしている。

#### 7) 劇的な進歩を遂げる ICT の積極的な活用

Internet of Things（IoT）と呼ばれるネットとリアル融合等 ICT の劇的な進歩とともに、交通、医療、教育、防災等、幅広い分野において技術革新が進展すると考えられる。新しい技術革新を我々の暮らしや社会の向上に役立てていくことが重要であり、ICT の劇的な進歩の成果を社会全体で活用するために、その足かせとならないような社会面・制度面での対応が課題である。その際、不正や犯罪等に対する安全安心な ICT のシステムの構築のほか、リダンダンシー（冗長性・多重性）を高め、強靱な環境にしていくことなど、セ

セキュリティを総合的に高めていく必要がある。また、今後進展するネットとリアルの融合では、屋内外を問わずどんな場所でもネットにつながる環境と高精度な位置情報が重要と  
なってくる。このため、**Wi-Fi** 環境や位置情報の高度化に向けた基盤整備を図る必要がある。

## 第2章 首都圏の将来像とその実現のための施策

### 第1節 目標とする社会や生活の姿

首都圏の将来像を考える際、日本が国際競争力を強化できるよう日本経済を牽引する首都圏の果たすべき役割を踏まえ、「量」に頼らない新しい成長モデルを首都圏が率先して構築していくことが重要である。

そして、一極集中是正と同時並行的に日本の中核機能を抱える首都圏の防災力を高め、確固たる安全・安心を土台とすることは、首都圏に住み働く子どもからお年寄りまでが、充実した人生を過ごせるような環境の実現という首都圏が最終的に目指す目標の大前提であるとの認識に立った上で、首都圏の将来像の実現に向け取り組むことが重要である。

#### 1 人材や文化が集まる創造の場の整備

日本は、従来の単なる量的なものづくりでは比較優位を保てなくなっており、今後も成長を続けるためには、自らの強みを磨き「質」で勝負する新しい成長発展モデルへと転換することが必要である。

「質」で勝負するためには、より付加価値が高く、アジア諸国が容易に追従できない分野に産業を転換し、常に進化させていくことが必要である。また、イノベーションを持続的に生み出せるよう、多様な個性が出会い融合できる「対流拠点」の創出が重要である。さらに、世界のマーケットで評価を受け、世界に対して影響力を持つことが必要である。

#### 2 上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な「洗練された首都圏」の構築

日本は、深刻な渋滞、大気汚染、環境破壊、格差などの問題を苦しみながら1つ1つ克服し、高度成長期を経て、自然との調和や人との絆といったことの大切さに気づく円熟した社会レベルに到達した。日本人が元来有している、四季の移ろいを敏感に感じ取り様々な生活の場面に取り入れる細やかさ、繊細な美意識、他人を思いやり譲り合う優しさ等を大切にしていきたいという気持ちを大事に育てていくことによって、「上質」、「高効率」、「繊細さ」を備え、そこに息づく人々が「親切的」な、日本ならではの社会を構築できる可能性がある。

首都圏は、豊かな自然や多彩な文化等の素材に恵まれており、これらを発掘することに率先して取り組み、日本を牽引し、アジアの人々のみならず世界からのあこがれに足る、「洗練された首都圏」の構築を目指す。

#### 3 共生を概念に含み、面的な対流が起きている首都圏

##### (1) 面的な対流の創出

首都圏を、人々や文化が集う魅力ある場、世界からのあこがれに足るような洗練されたものとするためには、各地域がその特性をいかし、個性を磨き、多様性を開花させるとともに、それら多様な個性が出会い融合できる場を創出しつつ、人や地域間の連携を促すことによって、対流を創出することが必要である。その際、重要なのは、情報ネットワーク

を介したバーチャルな交流に加えて、実際に現場に移動して交流することである。地域間の対流を維持、拡大させるためには、常に地域の新たな個性を見出し磨き上げ、新たな価値を創造するとともに、新しい地域との連携を模索することによりオンリーワンを持ち続けることが必要である。こういった取組を地域内だけでなく、地域間、首都圏と他の圏域間、さらには首都圏と世界との間で展開することが重要である。

## (2) 共生首都圏の形成

面的な対流には、3つの意味での共生が必要になる。第1は、真の上質や繊細さを実現するための、自然との共生である。第2は、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、一人一人がより積極的に社会にかかわり、役割を発揮できるよう、共助によってお互いが支え合うような共生である。これら2つに加えて、カーシェアリングやルームシェア、民泊等のように様々な物や資源等をシェアという形で相互に利活用することで、新たな価値や利便性を創り出すような新しいスタイルの共生が今後重要になっていくと考えられる。

このようなシェアを基調とした共生は、空き地・空き家対策や郊外の高齢者の交通問題等様々な課題解決や、新たな成長に寄与する可能性があり、経済のイノベーションを牽引すべき首都圏としては、この第3の共生についても積極的に取り込む視点が重要である。第3の共生も視野に入れながら、ヒト、モノ等の面的な対流が起きている首都圏の構築を目指す必要がある。

## 4 首都圏の将来像

1～3を踏まえ、首都圏の将来像を「確固たる安全・安心を土台に、面的な対流を創出し、世界に貢献する課題解決力、先端分野・文化による創造の場としての発展を図り、同時に豊かな自然環境にも適合し、上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な、世界からのあこがれに足る『洗練された首都圏』の構築を目指す。」と設定する。

このような首都圏を形成していくことは、国土形成計画（全国計画）に位置付けられている、各地域の固有の自然、文化、産業等の独自の個性をいかした、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現することにつながる。

## 第2節 人口規模の将来見通し等

### 1 人口

#### (1) 首都圏の人口

我が国の人口が既に減少に転じている中で、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、首都圏については2010年の約4,350万人から2015年に約4,360万人に達したのち減少に転じ、2025年には約4,240万人となると見込む。

#### (2) 年齢別構成

「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、首都圏における生産年齢人口（15～64歳）は、2010年の約2,890万人から2025年には約2,610万人に減少し、年少人口（0～14歳）は、2010年の約550万人から2025年には約450万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2010年の約910万人から2025年には約1,180万人に増加すると見込む。

#### (3) 一般世帯数

「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成26年4月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、首都圏における一般世帯数は、2010年の約1,850万世帯から2025年の約1,940万世帯に増加すると見込む。単独世帯が増加し、特に、高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2010年の約160万世帯から2025年の約240万世帯に増加すると見込む。

## 2 土地利用

以下に掲げる国土利用の基本方針など、国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）を踏まえるものとする。

#### (1) 適切な国土管理を実現する国土利用

地方都市等を中心に人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。

一方、グローバルな都市間競争に直面する大都市圏等においては、都市の国際競争力強化の観点から、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

農林業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、国土保全等

の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

### (2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、国民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、国土を形づくり、国民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

### (3) 安全・安心を実現する国土利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ国土保全機能の向上など、地域レベルから国土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて国土利用の面からも国土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな国土を構築する。

## 第3節 目指すべき圏域構造

### 1 圏域構造の基本的方向

#### (1) 対流型首都圏の構築

国際競争力の強化を図りつつ一極集中の是正を図るためには面的な対流の創出が重要であるが難しい課題である。しかし、その萌芽の一つが、既に北関東地域にみられる。すなわち、北関東自動車道により内陸部が茨城港と直結され、海外向け自動車生産等が増大するとともに、圏央道により成田空港へのアクセスが向上し、今後航空輸送を利用した産業振興も期待される。さらに、常磐道、東北道、関越道、上信越道等とのネットワークを活用した食品工場等の立地も活発化している。加えて、茨城港日立港区から内陸へのガスパイプラインの整備を前提に内陸部等での発電施設建設が進行している。北関東地域では、広域ネットワークの活用により、多面的な流れが形成され、「北関東新産業東西軸」ともいうべきエリアへと転換できる新たな可能性が生まれてきている。

面的な対流への転換には、新しい集積が1つ形成されるだけでは不十分であり、面的な交通ネットワークを最大限活用して、対流の種となる「連携のかたまり」を首都圏全域であまねく創出し、これによって新しい対流を生み出すことで、一極集中型の首都圏を対流型首都圏に転換していくことが必要である。

この「連携のかたまり」の中で、特に戦略的に創出すべき基本となるかたまりとして、国土を縦断・横断する広域的エリアでの総合的連携を目指す「軸コンセプト」、広域的エリアで特定テーマの下の連携を目指す「圏域コンセプト」、複数の都市・拠点間で連携する「地域群コンセプト」、広域的な結節・連携機能を担う「対流拠点コンセプト」の想定が有用である。これらを中心とした戦略的空間概念を描きつつ、首都圏内に「連携のかたまり」を多数創出し、東京圏とそれらとのネットワークを強化することで、首都圏を対流型へと転換し、首都圏全体の国際競争力を向上させていくことが重要である。その際、様々な主体がそのイメージを共有し、広域的に連携・協力することが重要である。

そのイメージに基づき、各主体がアクションを起こし、面的な交通ネットワークなどのインフラを「賢く使い」、その「ストック効果」を最大限発揮させることが必要である。

また、連携によって対流型の構造を創出するだけでなく、「連携のかたまり」同士がさらに広域的にコラボ（コラボレーション；共に働く、協力する）し、「連携のかたまり」単独では描けないような新しい魅力を備えた広域観光周遊ルートの構築や、防災面でのコラボによって首都圏全体の防災力向上に寄与し得るものである。こうした「連携のかたまり」同士のコラボを首都圏全体として促進していくことが重要である。

首都圏は、このような面的な対流を首都圏内にとどめず全国へと波及させ、日本全体の発展に貢献する必要がある。

首都圏は広域的に見ると太平洋と日本海の二面の海洋に面しているにとらえることができ、太平洋・日本海の二面で港湾機能の強化や、海洋資源等の保全・管理や利用を推進していくことが重要である。

## 2 圏域整備の基本的考え方

### (1) 首都圏版「コンパクト+ネットワーク」(「まとまり」と「つながり」)の構築

今後急速に高齢化と人口減少が進展する中で、特に東京圏やその周辺で大規模に連たんしている市街地を現状のまま放置すれば、人口密度が全体に低下して粗密化した、言わば無核拡散型の都市構造となり、サービス産業が成立しないなど面的な対流創出に支障となるおそれがある。また、中山間地域等においては、集落の生活サービス機能が消滅し、基幹集落への依存が進むなどといった現象が起きている。

人口減少社会において、生活に必要なサービス機能を維持するためには、無核拡散型の地域構造を多核ネットワーク型の地域構造に転換していくことが重要であり、各地に生活サービス機能や個性ある産業等の「まとまり」を形成し、それらがネットワークで「つながる」、重層的かつ強靱な首都圏版「コンパクト+ネットワーク」を構築する必要がある。その際、既に人口減少が始まっている地域においては、人口減少に伴って拡大する空き地や農地を二次的自然として積極的に保全し、自然と調和・共生したコンパクトな市街地を形成していくことで、面的な対流型首都圏の基礎となることが期待される。

特に都市においては、各種の都市機能や周辺の人口を一定のエリアにコンパクトに集約化し、各地域をネットワーク化することにより、複数の拠点が連携し相互補完的に都市機能を提供しあう多核ネットワーク構造を構築し、高次都市機能を圏域全体で維持することができる。

このような多核ネットワーク型構造を、東京圏の大都市や地方都市だけでなく、大都市郊外のニュータウンや中山間地域等の集落でも構築していくことが必要である。拠点の形成に際しては、近年生まれつつある「田園回帰」の流れなどライフスタイルの変化等を踏まえ、地域の自然や文化等個性を維持しながら生活サービス機能や産業等を集積し、地域の個性や魅力を磨き上げていくこと、また、首都直下地震等の災害リスクを軽減するため、ICTの進化・活用により、現在東京圏に集中する国や民間企業の施設・機能等の移転・分散、バックアップを進めるといった観点も重要である。

また、ネットワークについては、東京外かく環状道路を始めとする首都圏三環状道路等の未完成の高速道路ネットワーク、成田・羽田両空港の空港機能及び京浜港等の港湾機能の強化を推進するとともに、さらに、面的な交通ネットワークの補強等を展開していくことが重要である。

### (2) 面的な対流による都市と農山漁村の共生・対流の促進

東京圏での高齢人口の劇的な増加や「田園回帰」の流れ及び内外からの観光客の呼び込みによる交流人口の拡大を考えると、都市と農山漁村との間でのヒト、モノ等の共生・対流が重要である。「コンパクト+ネットワーク」(「まとまり」と「つながり」)によって形成された首都圏三環状道路を始めとするネットワークも活用することで、都市と農山漁村との行き来がしやすくなり、ヒト、モノ等の共生・対流を農山漁村の活力や生物多様性の維持につなげ、首都圏全体に拡げていくことが重要であり、ネットワークの充実により、共生・対流がさらに活発化することが期待される。

### (3) 放射方向と連動した多重リングの形成

従来は分散を図ることに重点が置かれて既成市街地の外側に形成されてきた拠点等それぞれの「点」が、個性を磨くことで周辺の「点」との間に対流を生み出し、「連携のかたまり」を形づくり、そのうえ放射方向に加えて環状方向にも形成される高速交通ネットワークを活用することにより、「連携のかたまり」同士のコラボまでも想定できるようになった。このような産業、観光、都市農村対流において広域連携をもたらす、放射方向と連動した多重のリング構造を形成しながら、同時並行的にリングの中心である東京圏の世界都市機能の強化を図っていくことで、我が国の国際競争力を牽引し、様々な課題の解決に向けて前進する対流型首都圏が形成されていくことになる。

さらに、面的な対流を全国へ波及させ、日本全体の発展に貢献することも重要である。そのためには、幾重もの層を持つ首都圏広域リングを形成できるよう、国と地方公共団体との連携はもちろんのこと、官民連携、自治体間連携等あらゆる連携を強化し、世界最高の圏域を目指すことが重要である。

#### (4) 地域整備の推進方策

地域整備に当たっては、地域が自らの選択と責任で、地域の個性と特色ある地域整備を推進することが重要であり、地方公共団体が主体となって地域づくりを行うために地方分権を積極的に進め、諸権限の地方への移譲、必要な財源の確保等を行う。さらに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、広域行政制度や協議組織等を活用し、地方公共団体間の連携、協力を推進するとともに、相互の調整を図っていく。

また、近年の地域づくりに対する住民の参加意識の高まりに応え、地域づくりにおける幅広い人々の参加と協力を進めるため、情報公開や意見を広く求め合意形成を図る仕組みづくりを推進する。

##### 1) 既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域

首都圏内においては首都圏整備法に基づき、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域が指定されるとともに、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域制度や首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づく工業団地造成事業が設けられている。これらを活用し、①既成市街地においては、諸機能の選択的分散を図りながら既存の市街地の整備改善を進め、②近郊整備地帯については、計画的に市街地を整備するとともに、緑地を保全し、③都市開発区域については、諸機能の集積を推進し、地域の中心的な役割を担う都市として育成を進めることにより地域の整備を推進する。

特に、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づく工業団地造成事業については、北関東地域における広域ネットワークの整備を契機とし新たに事業着手している地区があることも踏まえ、対流型首都圏の構築のため、引き続き制度的確な運用を図り計画的な市街地整備や産業立地等を推進する。

##### 2) 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域内の土地利用については、緑地の減少は見られるものの、近郊緑地保全区域以外の近郊整備地帯等に比べてその減少率は少なくなっており、「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン」に示された水と緑のネットワークにおける重要な自然環境を

形成するなど、一定の効果を上げてきた。また、近年、三浦半島及び多摩丘陵ではそれぞれの関係地方公共団体が連携した普及啓発等の取り組みがなされるなど、より広域的なネットワークの形成に向けた動きも見られる。

さらに、面的な対流型首都圏の基礎として、首都圏版「コンパクト+ネットワーク」を推進するために、人口減少に伴って拡大する空き地や農地を二次的自然として積極的に保全し、自然と調和・共生したコンパクトな市街地を形成していくことが求められている。

これらを踏まえ、市街地の衰退に伴う低未利用地の増加等を踏まえつつ、区域指定による近郊緑地の保全を推進するなど、引き続き制度的確な運用を図り、首都圏において貴重な近郊の水辺や緑の空間を保全し、その機能を最大限活用する。

### 3) 業務核都市

業務核都市については、整備が進んでいる都市では、業務施設集積地区における基盤施設や中核的施設の完成により、業務の立地、諸機能の集積が進展しつつあり、東京一極依存構造の是正に一定の効果を上げてきた。今後、自立性の高い地域の中心として、各都市の既存集積、立地、交通条件、自然環境等の特徴をいかした個性的で魅力ある都市を目指して整備を推進する。

業務核都市は広域的な連携・交流の拠点として重点的な育成・整備により諸機能がバランス良く配置された自立性の高い地域の形成が図られてきており、横浜・川崎、厚木、町田・相模原、八王子・立川・多摩、青梅、川越、熊谷、さいたま、春日部・越谷、柏、土浦・つくば・牛久、成田、千葉、木更津の各広域連携拠点において、その整備状況に応じ、業務施設集積地区への業務機能の誘導を推進するとともに、業務及び従業者に関連する施設・サービスを充実させることにより、一層諸機能の集積を高め、就業の場として、成長産業を育てる場として、また、高次の都市的サービスの提供等の中心として育成し、広域的な従業地として熟成させていく。さらに、商業機能、文化・娯楽・居住等の生活機能を充実させるとともに、良好な市街地の形成、緑地の保全、円滑な諸活動を支える交通、情報通信体系等の広域的基盤施設の整備を推進し、広域的な地域の中心性を持った都市としての育成を図る。

### 4) 筑波研究学園都市

筑波研究学園都市については、科学技術中枢拠点都市を目指し、研究開発機能の高い集積をいかし、広域的な連携を進め、国際的研究交流の拠点としての機能の充実や、先端的研究開発成果の起業化による新産業の創出・育成を図る。

## 第4節 首都圏の将来像実現のための施策

### 1 防災・減災と一体化した成長・発展戦略と基礎的防災力の強化

多様な災害に対応し、首都中枢機能を停止させず、業務を継続させることは首都圏の重大な責務である。防災・減災対策により被害を最小限に抑えるとともに、早期に復興し、成長・発展へと向かう軌道に速やかに回復することも不可欠である。

このため、巨大災害から復興するための道筋をあらかじめ準備しておくことが必要であり、その道筋は平時の成長・発展戦略と軌を一にするものでなくてはならない。防災・減災をコストではなく「成長・発展の種」ととらえ、巨大災害に対しては防災・減災機能を発揮し、平時には経済的な価値を生み出す、「防災・減災」と一体化した「成長・発展戦略」を描くことが重要である。

例えば、東京都心と近隣地域（茨城県西・南部地域等）とのアクセスを改善する道路・鉄道網の強化は、有事の際の東京の都市機能のバックアップ、人員・物資の輸送等とともに、平時における良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。

また、大規模水害と地震等の複合型災害が発生しても機能不全に陥らないようにする施設的设计・管理や要員配置、リダンダンシーの確保等、基礎的防災力の強化が重要となる。

さらに、大規模水害リスクを考慮した土地利用等を進めるとともに、着実に施設等の整備を進めるなどのハード対策に加え、平時から地方公共団体や関係機関が時間軸（タイムライン）に沿った防災行動計画を策定・実践するなどのソフト対策も一体的かつ計画的に実施する必要がある。

また、首都直下地震等の広域かつ甚大な災害が発生した際には、必要な資機材等の搬送や被災地における応急活動及び復旧・復興活動を効果的に実施するため、被災地域へのアクセスルートの確保が極めて重要であり、道路の八方向作戦に加え、水路（河川、運河）及び航路も加えた総合啓開を行い、空路も含めた四路の連続性を確保することが必要である。

また、インフラ老朽化対策について、対策が必要な施設が今後加速的に増加することから、時期や規模等で優先順位付けを行うなどオペレーションのあり方について検討を行う。

### 2 スーパー・メガリージョンを前提とした国際競争力の強化

国際競争力の強化は首都圏の極めて重要な責務であり、そのためには、クリエイティブな産業の振興が必須である。その舞台となるのが、メガリージョン（巨大な経済圏域）である。我が国はリニア中央新幹線の整備により、世界最大のメガリージョン（スーパー・メガリージョン）を形成できる可能性があり、今までにない強力な国際競争力を有する首都圏の新しいモデルを構築し得る。

国際競争力を持ったメガリージョンを形成するためには、各地域の個性や特性を国際的なレベルで磨き、新しい価値を創造できるよう、筑波研究学園都市と関西文化学術研究都市など知の創発拠点をつなぐ「ナレッジ・リンク（知の集積）」の形成や、対流拠点の整備等により広域に多様で異質なヒト、モノ等と連携・融合を図る。さらに、国際社会への

伝播力等を向上させ、国際的な港湾・空港機能の強化等により国際社会とのネットワークを強化することで、国際社会への影響力を有し、国際社会に組み込まれ機能していくことが不可欠である。また、グローバル社会でも先導役を担い得る東京圏の更なる機能強化に取り組む。

### 3 都市と農山漁村の対流も視野に入れた異次元の超高齢社会への対応

2025年以降、東京圏の高齢人口は加速度的に増加し、介護施設の顕著な不足など東京圏の高齢化問題はより深刻化していくおそれがあるため、首都圏が連携して異次元の超高齢社会への対応を進めることが重要である。そのためには、重度な要介護の人を減らすための健康づくり、介護施設の収容力の増加、東京圏と地方圏の医療・介護施設等の需要と供給のミスマッチの緩和等に取り組むことが必要であり、今後首都圏では面的な高速交通ネットワークの整備が進展し、ネットワークの構造も「一対多」から「多対多」へと転換され、これに伴い、都市と農山漁村との時間距離も大きく減少していくことが考えられる。これも踏まえて、都市と農山漁村の対流も視野に入れた対応を図ることが重要である。

具体的には、以下の5点に取り組む。①企業や地域活動における高齢者の活躍の場の拡大や健康・医療に関連する新たな産業を戦略産業として育成する取組により、要介護の状態や病気にならないようにするための健康づくりを促進する。②コンパクトな都市・地域構造の構築やロボットや介護デバイス等の活用により、限られた労力で効率的に介護できる仕組みを構築する。③まちのリノベーションや団地再生等により介護施設を増設する。④新たなふるさととしての関わりを深めてもらう、都市と農山漁村の二地域にかかわる生活スタイルを促進していく。⑤高齢者が所有する住宅の賃貸の円滑化や介護施設や移住などについて広域で情報共有するなど住み替えしやすい環境を整備する。

### 4 社会システムの質の更なる向上

上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な洗練された首都圏の構築のためには、交通インフラや防災インフラ等の都市基盤施設に制度インフラを加えた社会システム全体の質の向上が最も重要である。我が国の社会システムは、公共交通の定時性等他の国にない特性を有しているが、一方で渋滞等いまだ上質とは言えないものもあり、更に向上させていくことが重要である。その際、都市だけでなく農山漁村に至るまで、圏域全体で質の向上を図ることが重要である。

また、持続的な向上を図るためには、インフラの維持の担い手も含めた人材の確保が重要であり、技術者・技能労働者の処遇改善等の環境整備を進める必要がある。

### 5 柔軟で高効率な生産システム等による日本再興のための取組

首都圏が競争力を維持するためには、エネルギー制約や地球環境問題に加え、人手不足解消の観点から、より柔軟で高効率な生産システムを構築し、生産性を向上させることが不可欠である。

生産性を高めるには、インフラを含めた生産システム全体の生産性向上を目指すことが

不可欠であり、特に、郊外部における物流施設をできる限りインターチェンジ近傍に集積させるといった、物流ネットワークと周辺の土地利用の一体的な整備を図っていくことが重要である。そのためには、個々の企業の努力に加え、生産システムの中でのインフラのストック効果を社会全体で高めていくことが重要である。インフラのストック効果としては、道路の交通容量拡大による渋滞解消や時間短縮、ネットワークの充実や安全性の向上等による地理的優位性の向上等がある。加えて、所要時間の変動（時間信頼性）等のボラティリティを低下させるという観点が必要である。

なお、インフラのストック効果を高めるためには、生産システム全体の中でインフラをいかに最大限「賢く使う」という点に加えて、拠点とネットワーク全体のあり方・構成を常に見直し、更なる機能向上を図ることも重要であり、そのためには、官民で連携していく取組が不可欠である。

## 6 地域の環境の刷新とクリエイティビティ・イノベーションの創出

### (1) 自然と共生しクリエイティビティ向上に資する地域の環境の構築

洗練された首都圏を形成するためには、自然と共生した都市環境の構築を図り、加えて、人口減少によりもたらされる「ゆとり」を従来の所有の概念を超えて“シェア”することで、新たなビジネスチャンスにつなげていくことが重要である。そのためには、地域の歴史文化等に根ざした景観やうらおいと安らぎを与える水と緑など幅広い地域資源を最大限活用した、美しく魅力ある地域づくりなどを進めて行くことが必要である。

「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を踏まえ、自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮し、近郊緑地等大規模緑地や都市農地の適切な保全等に取り組み、水と緑が豊かなエコロジカル・ネットワークの形成を図るとともに、今後、人口減少により想定される都市的エリアの後退を人間界と自然界の新しい共生関係を構築できるチャンスととらえ、安全・安心で質の高い生活環境、低炭素で高いエネルギー効率などを兼ね備え、生物多様性を取り込んだ新しい都市環境の構築を目指す。

今後、日本が厳しい国際競争を勝ち抜いていくには、これまで以上にクリエイティブな産業を伸ばしていくことが必要であり、このような都市環境の刷新は、日本のクリエイティビティの向上に寄与するものと考えられる。

### (2) イノベーションの創出

イノベーションを生む対流の原動力となるのは、地域に密着した独自の個性であり、第一義的には地域住民自らがその個性を見出して磨き上げる必要がある。しかし、地域住民だけでは難しい場合には、地域外からの視点として大学等、NPOや地域おこし協力隊、外国人等の多様な人材を活用することも必要である。それに伴い、外国人を含めた高度人材が生活し、業務に携わる上でストレスのない環境にも配慮した受入体制の構築を図る必要がある。

また、これら地域外からの刺激は、地域の多様性を育て、若者、女性、高齢者、障害者等の多様な人材が積極的に社会参画し、活動するための起爆剤にもなり得る。

このような個々の人材単位での個性に加えて、首都圏に集積している企業等の研究開発や産学官連携の強化によって地域の個性を磨き上げることも欠かせない。例えば、国等の研究・教育機関が多数集積している筑波研究学園都市は、つくばエクスプレスによって、さら

にはリニア中央新幹線の開通を契機として、多様な機関との広域的で新たな知識活動の連携が図れる可能性があり、このような可能性を最大限いかしてつくばを中心とした世界を先導する知的対流拠点の形成を図っていく必要がある。

また、このような研究機関同士の連携の可能性は、今後の高速交通ネットワークの整備に伴い、首都圏の他の地域でも高まり、イノベーションの創出をもたらす新しい産業クラスターの形成につながる可能性がある。

他地域との対流を地域における新たなイノベーション創出につなげるため、ヒト、知識、情報等が多種多様に交流する場や機会を設けることが重要である。さらに、こうした取組やコミュニティを、ICTを活用して世界中に“シェア”することは、次世代産業の種となり得るものである。

## 7 若者・女性・高齢者・障害者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり

洗練された社会であるためには、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、様々な人々が活躍できるオープンでユニバーサルな社会の構築が重要である。そのためには、参加の障壁となる制度等や物理的なバリアを取り除き、誰もが社会に参加しやすい環境、ボランティアなどが持続的に活動しやすい環境等、お互いが支え合える仕組みを構築することが必要である。

その中でも、若者の就労支援、女性活躍の促進、高齢者参画社会の構築、障害者の活躍促進及びユニバーサル社会の実現など、誰もが働きやすい環境づくりを社会全体で進めることが重要であり、これらは結果として、生産年齢人口減少にともなう労働力不足問題への寄与も期待される。

## 8 田園回帰を視野に入れた農山漁村の活性化

魅力ある首都圏の形成には、都市と農山漁村の対流と農山漁村の活性化を表裏一体で進め、都市とのネットワークを構築し、新しい価値を創出しながら、新しい産業やサービスの提供を促進することで、農山漁村が自律的に維持されることが重要である。そのためには、農山漁村に埋もれている豊かな地域資源を戦略的に活用し、農林水産業の産業としての競争力強化等の実現を図るとともに、快適な暮らしと美しい農山漁村の実現のための取組を促進して交流人口の増加を図ることが必要である。

地域資源を活用した6次産業化の推進、農地集積・集約化の推進、多様な担い手の育成・確保、木質バイオマスのエネルギー利用促進等により新たな木材需要の創出等に取り組むとともに、農林水産業を軸に観光や教育、福祉等の多様な分野と連携し、農林漁業の成長産業化を図る。

有人離島の自律的な発展を促進し、住民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、離島に特有の課題に対応して、地域における創意工夫をいかした定住・就業促進等の施策を推進する。

また、外国人が美しい農山漁村の景観や我が国固有の文化の良さを体感できる機会を設けることで、世界に向けた情報発信を促すことも重要である。

## 9 首都圏ならではの世界に通用する観光地域づくり

首都圏は、東京周辺のリング上のエリアに、国際観光の資源となり得る多様で多彩な自然や歴史、文化を擁している。東京に一極集中するインバウンド観光を、この首都圏広域リングと言うべきエリアに分散させていく必要がある。今後、「一対多」から「多対多」へとネットワーク構造を大きく転換していく面的高速交通ネットワーク整備の進展や、世界からの視線を首都圏広域リングに誘導する絶好の機会である東京オリンピック・パラリンピックの開催といった好機を最大限いかして、面的高速交通ネットワークの活用とそれらネットワークと観光地を結ぶ二次交通を強化することで、対流型首都圏の構築にも寄与する首都圏広域リングへのインバウンド観光の拡大を図っていくことが重要である。

そのためには、第一に、首都圏広域リングを中心とした縦横の連携が不可欠であり、広域の視点に立って、戦略的連携プロジェクトを進めていく必要がある。第二に、首都圏の豊かつ多様な観光資源を世界にアピールするため、地域のあらゆるものを外国人目線で再度見直し、観光資源として掘り起こし、外からの目線で「見る物、食べ物、買い物」の複合的な魅力を創出することにより、内外からの観光客を力強く地域に呼び込み、地域における交流人口の拡大と旅行消費の増大、雇用の創出を図ることが重要である。その際、各地域が主体的な戦略をもって海外の旅行者を呼び込むためのプロモーションを進めていくことが必要である。また、離島地域について、豊かな水産資源とともに、個々の島が有する個性的な自然環境を保全し、地域特性を最大限にいかした地域づくりを図ることが重要である。

さらに、外国人旅行者を首都圏全域へ誘導して訪日リピーターを増やすため、外国人旅行者がストレスなく移動または滞在しやすい環境を整備するなどの体制整備を進めていくことによって、首都圏全体での国際的観光の拡大を図っていく必要がある。

## 10 オリンピック・パラリンピックの機会に、洗練された首都圏と東北の復興を世界にアピール

東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催され世界中から注目が集まることに加え、東日本大震災からの「復興・創生期間」の最終年である 2020 年をターゲットに、洗練された首都圏と東北の復興の二つを同時に世界の人たちに感じてもらえるよう、懸命に取り組むことが必要である。

## [第2部]

### 第3章 施設の整備計画

#### 1 道路

対流型首都圏の構築、大都市圏相互や地方都市圏との双方向的・水平的な広域連携の活発化、国際的な交流に資するよう、首都圏三環状道路をはじめとする高速交通網や港湾・空港へのアクセス道路等の整備を推進する。具体的には、円滑な都市の活動と渋滞の緩和等を図るための首都高速道路等の整備、東京圏と東京圏以外の関東ブロックにおいて面的な対流創出を図るため、拠点的な都市相互を結ぶ地域高規格道路等やそれらへのアクセスに資する道路等の整備について、事業中の区間の整備を推進するとともに、その他区間の調査を推進する。また、道路ネットワークの整備に加え、道路の様々な機能を発揮し、多様なニーズに対応するための施策を推進する。さらに、切迫する巨大地震等による被害の軽減を図り、円滑かつ迅速な応急活動の確保や地域の産業・物流機能を維持できるよう、緊急輸送道路の耐震対策等道路の防災対策・震災対策を推進する。

また、高齢者や障害者等が安全に活動できる社会を実現するため、歩行空間のバリアフリー化や踏切道の歩行者対策、自転車道等の整備等を推進する。さらに、計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

首都圏の国際競争力の強化のため、一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（境古河IC～つくば中央IC）（茨城県境町～つくば市）、一般国道357号 湾岸千葉地区改良（千葉市中央区～千葉市美浜区）（千葉県千葉市）、東京外かく環状道路（千葉県区間）（千葉県松戸市～市川市）、一般国道357号 東京湾岸道路（東京港トンネル（山側））（東京都品川区～江東区）、一般国道464号 北千葉道路（成田市船形～成田市押畑）（千葉県成田市）、一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（釜利谷JCT～（仮称）戸塚IC）（神奈川県横浜市）、一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（（仮称）栄IC・JCT～藤沢IC）（神奈川県横浜市～藤沢市）、首都高速道路（横浜環状北線、横浜環状北西線、晴海線）など事業中の区間の整備およびその他区間の調査を推進する。

地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進のため、一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（境古河IC～つくば中央IC）（再掲）、一般国道16号 八王子拡幅（八王子市中野上町～八王子市中野山王）（東京都八王子市）、一般国道16号 八王子～瑞穂拡幅（昭島市拝島町～福生市熊川）（東京都昭島市～福生市）、東京外かく環状道路（千葉県区間）（再掲）、中部横断自動車道（（仮称）富沢IC～（仮称）六郷IC）（山梨県市川三郷町～南部町）、一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（釜利谷JCT～（仮称）戸塚IC）（再掲）、一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（（仮称）栄IC・JCT～藤沢IC）（再掲）、高速道路と産業団地群の連携道路の整備（国道408号バイパス）（栃木県）など事業中の区間の整備およびその他区間の調査を推進する。

地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等のため、街路整備事業（（都）久里浜田浦線）（神奈川県）、都市計画道路（環状3号線）（神奈川県横浜市）、道の駅「（仮称）なんぶ」（山梨県南部町）、道の駅「（仮称）いちかわ」（千葉県市

川市)、道の駅「(仮称)おけがわ」(埼玉県桶川市)、区部環状道路の整備(環状2号線)(東京都)※などの整備を推進する。

安心して移動できる空間の確保(バリアフリー対策の推進)のため、一般国道16号八王子拡幅(八王子市中野上町~八王子市中野山王)(再掲)、一般国道16号八王子~瑞穂拡幅(昭島市拝島町~福生市熊川)(再掲)、段差解消 一般国道463号(埼玉県さいたま市)などの整備を推進する。

道路の交通安全の確保のため、一般国道4号古河小山バイパス(古河市)(茨城県古河市)、一般国道6号土浦バイパス(土浦市中~土浦市中貫)(茨城県土浦市)、一般国道16号八王子拡幅(八王子市中野上町~八王子市中野山王)(再掲)、一般国道16号八王子~瑞穂拡幅(昭島市拝島町~福生市熊川)(再掲)、一般国道17号上武道路(前橋市上細井町~前橋市田口町)(群馬県前橋市)、一般国道357号湾岸千葉地区改良(千葉市中央区~千葉市美浜区)(再掲)、一般国道16号入間狭山拡幅(入間市河原町~入間市黒須)(埼玉県入間市)、一般国道20号大月バイパス(大月市大月二丁目~大月市大月町花咲)(山梨県大月市)、一般国道464号北千葉道路(成田市船形~成田市押畑)(再掲)などの整備を推進する。

美しい景観・良好な環境の形成のため、一般国道16号八王子拡幅(八王子市中野上町~八王子市中野山王)(再掲)、一般国道16号八王子~瑞穂拡幅(昭島市拝島町~福生市熊川)(再掲)などの整備を推進する。

地球温暖化対策等の推進のため、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(境古河IC~つくば中央IC)(再掲)、東京外かく環状道路(千葉県区間)(再掲)、中部横断自動車道((仮称)富沢IC~(仮称)六郷IC)(再掲)、相模鉄道本線(星川駅~天王町駅)連続立体交差事業(神奈川県横浜市)、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(釜利谷JCT~(仮称)戸塚IC)(再掲)、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道((仮称)栄IC・JCT~藤沢IC)(再掲)などの整備を推進する。

切迫する首都直下地震・津波や大規模噴火等に対するリスクの低減のため、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(境古河IC~つくば中央IC)(再掲)、東京外かく環状道路(千葉県区間)(再掲)、中部横断自動車道((仮称)富沢IC~(仮称)六郷IC)(再掲)、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(釜利谷JCT~(仮称)戸塚IC)(再掲)、一般国道468号首都圏中央連絡自動車道((仮称)栄IC・JCT~藤沢IC)(再掲)などの整備を推進する。

激甚化する気象災害に対するリスクの低減のため、中部横断自動車道((仮称)富沢IC~(仮称)六郷IC)(再掲)などの整備を推進する。

## 2 鉄道

広域的な連携に資する国内の交通体系の結節点としての機能の強化を図るとともに、対流型首都圏の構築に向け、地方都市の拠点を結ぶ公共交通網を始めとするネットワークの形成や観光にも資する地方公共交通の充実の取組を推進する。また都心居住や業務機能の分散等職住近接のための施策を推進するとともに、通勤時の混雑緩和や長時間通勤等の課

※ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、本線は開通予定(完成時期未定)

題への対応、相互直通運転や乗り換え円滑化等を図ることにより、利便性が高く、利用者にとってのいわばシームレスな交通網を目指して整備を進める。さらに、視覚障害者をはじめ利用者のホームからの転落等を防止し、鉄道交通の安全を確保するため、ホームドアの整備を推進するとともに、内方線付き点状ブロックの整備を推進する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、主要ターミナルにおける複数ルートのバリアフリー化等に取り組むなど、一体的・総合的なバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

訪日外国人旅行者の受入環境整備を図るため、相互利用等も含めた交通系ICカードの利便性向上を促進する。

交通ネットワークの強化のため、都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線（相鉄～JR・東急直通線）西谷駅～羽沢駅（仮称）～日吉駅）（神奈川県横浜市）を推進する。

まちづくりと一体的に行う鉄道駅の総合的な改善のため、JR東日本関内駅（神奈川県横浜市）、京急金沢八景駅（神奈川県横浜市）、相鉄海老名駅（神奈川県海老名市）において鉄道駅総合改善事業を推進する。

公共施設等のバリアフリー化のため、鉄軌道駅におけるエレベーターなどの整備を推進する。

### 3 飛行場

首都圏の国際競争力強化等のため、羽田空港の飛行経路見直し等や成田空港の高速離脱誘導路整備等による首都圏空港の空港処理能力の拡大、乗継ぎ利便性の向上に向けた取組の推進、国際航空ネットワークの充実と航空貨物ネットワークの拡大を図る。また、これらとのアクセス性を高めるための交通体系の整備を推進する。併せて、地域の基幹産業等の振興や観光振興を図るため、地方空港を活用した航空ネットワークの活性化を図る。

さらに、安全かつ効率的な運航を確保するため、航空交通システムの高度化を推進し、管制処理能力の向上を図るとともに、ヒューマンエラーの防止を図る。ハイジャック、航空機テロ等の不法行為を未然に防止し、民間航空の安全性等を確保するため空港における警戒警備及び航空保安検査等の適切な実施を推進する。

### 4 港湾等

産業の国際競争力の強化と国民生活の安定を支える効率的で安全な輸送体系を構築するため、施設整備等のハード面の施策と効率的な運営やICT（情報通信技術）の活用等のソフト面の施策を総合的に進める。また、切迫する巨大地震等による被害の軽減を図り、円滑かつ迅速な応急活動の確保や地域の産業・物流機能を維持できるよう、耐震強化岸壁等の防災拠点、緊急輸送道路等の体系的整備を推進する。

さらに、計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

公共土木施設の耐震化等の地震対策のため、千葉港葛南中央地区国際物流ターミナル整備事業（千葉県船橋市）、東京港10号その2～中央防波堤外側地区臨港道路整備事業（南北線）（東京都）、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（東京都）、横浜港南本牧～本牧ふ頭地区臨港道路整備事業（神奈川県横浜市）、横浜港南本

牧ふ頭地区国際海上コンテナターミナル整備事業（神奈川県横浜市）、川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業（神奈川県川崎市）を推進する。

個別施設ごとの長寿命化計画の策定・実施のため、千葉港千葉中央地区岸壁（－12m）（F岸壁）（千葉県千葉市）の老朽化対策を推進する。

国際交流拠点の機能拡充・強化のため、臨港道路の整備（中防内5号線外）（東京都）等を推進する。

交通ネットワークの強化のため、鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業（茨城県鹿嶋市）、茨城港常陸那珂港区国際物流ターミナル整備事業（茨城県ひたちなか市）等を推進する。

## 5 情報通信施設

世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて、様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤、活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境、誰もがより安心して利用できるICT環境という将来像を実現するため、圏域内で必要な情報通信基盤の整備を推進する。そのため、民間事業者による活発な競争を促すとともに、条件不利地域におけるICT基盤の整備を推進する。また、訪日外国人にとっても便利かつ安全に利用できるICT環境の実現を目指す。

放送については、4K・8Kやスマートテレビ等の放送サービスの高度化、放送ネットワークの強靱化等を推進する。

郵便については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、郵便・信書便市場の活性化を図る。

## 6 水資源開発施設

首都圏の水供給体系に関しては、広域的視点で捉えるとともに、持続的発展が可能な水活用社会の構築のため、計画的な水資源の開発、渇水対策など健全な水循環の維持又は回復に向けた施策を推進する必要がある。

ダム等による水資源の開発に当たっては、適切な水源地域対策を実施するとともに、自然環境の保全に十分留意する。また水源地の水環境の保全のため、下水道等の水質保全施設の整備等を進めるほか、水源地域の森林の整備を推進する。さらに、計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

渇水被害を防止・軽減するため、広域的・長期的観点から八ッ場ダム建設事業（群馬県長野原町）を推進する。

## 7 水道

水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保の3つの観点から、水道施設については、人口減少等に伴う地域のニーズに的確に対応し、計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。また、都市、地域構造の変化に応じたインフラ機能の維持・適正化を推進する。さらに、大規模地震に備え、管路等の計画的な耐震化等を推進する。

このため、富岡市、神流町、長野原町、東京都区部、東京都多摩地域、小田原市において

水道事業を推進する。

## 8 工業用水道

工業用水については、需用者における回収利用等合理的な利用を促進しつつ、過剰な地下水取水による地盤沈下を防止するため、工業用水道施設の整備を推進するとともに、施設全体の老朽・劣化対策を計画的に進める。

## 9 下水道

公共用水域の水質汚濁の防止、市街地における生活環境の改善等に資するため、公共下水道、流域下水道等の整備を推進し、水質環境基準等の目標達成を図る。

近年多発している局地的大雨による地下街浸水等の都市型水害に対応する等、降雨による市街地等における浸水を防除するため、河川改修事業等との調整を図りつつ、公共下水道、都市下水路等を緊急的、重点的に整備するハード対策に加え、浸水想定、ハザードマップの作成・公表等ソフト対策、さらに、ハザードマップポータルサイトの充実など災害リスク情報を共有、活用するための取組を行うなど自助・共助を総合的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進する。

また、国民の安心・安全を確保し、地震に強いまちづくりに資するため、下水道の地震対策を推進するとともに、下水道施設の機能を維持するために計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。また、都市、地域構造の変化に応じたインフラ機能の維持・適正化を推進する。

また、資源の有効利用、健全な水循環の維持又は回復、地球温暖化対策の推進の観点から、下水汚泥の利活用等下水道が有するエネルギー活用の推進、雨水・再生水利用の促進、水辺空間の創出を一層推進するほか、下水道施設の上部空間の利用等による民間の収益事業を実施するなど、民間にとって魅力的な PPP/PFI 事業の拡大を図り、施設の有効利用を推進する。

公共土木施設の耐震化等の地震対策のため、下水処理センター耐震化事業（埼玉県さいたま市）、川崎市公共下水道地震対策事業（神奈川県川崎市）、また、健全な水循環の維持又は回復のため、入江崎水処理センター高度処理施設整備事業（神奈川県川崎市）を推進する。

さらに、温室効果ガスの削減のため、相模川流域右岸処理場省エネルギー施設整備事業（神奈川県）を推進する。

## 10 廃棄物処理施設

持続的な経済発展が可能な循環型社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者、消費者、地方公共団体及び国において、それぞれの責務を踏まえつつ、それら各主体の連携により、廃棄物等の排出の抑制、適正な循環利用の促進及び廃棄物海面処分場を計画的に整備するなど適正な処分の確保を推進するとともに、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、老朽化施設の適切な更新・改良を図るなど、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

このため、太田市、館林市、板倉町、飯能市、ふじみ野市、吉見町、船橋市、市原市、八千代市、酒々井町、杉並区、練馬区、日野市、あきる野市、相模原市、横須賀市、海老名市、

大磯町、笛吹市においてごみ処理施設等の整備を推進するとともに、明和町、東京都区部、三浦市、笛吹市において最終処分場の整備を推進する。

## 11 河川、海岸等

首都圏においては、利根川、荒川等の大河川の氾濫区域や埋立地等の低平地に人口、資産、中枢機能等が集中しており、風水害や土砂災害の頻発・激甚化が懸念される中、高潮や大規模浸水による壊滅的な被害が生じる可能性がある。このため、各河川の流域及び関連する水利用地域や氾濫原を一带とした流域圏において、環境に配慮しつつ河川事業、ダム事業、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業等を計画的かつ総合的に推進するとともに、土砂移動に係わる問題が顕在化している流域等においては、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進する。また、ハザードマップの作成・公表等の情報提供、土砂災害警戒区域等の指定、水防警報・洪水予報に資する河川情報基盤の充実、情報伝達体制や警戒避難態勢の充実を支援するため国・市区町村・事業所等が協力し避難勧告に着目したタイムラインの策定、住民が災害に対する心構え・避難の知識を持てる防災教育の充実、ハザードマップポータルサイトの充実など災害リスク情報を共有・活用し自助・共助を図るなど、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講ずることにより、流域圏及び沿岸域における災害に対する安全度の向上を図る。

また、関東・東北豪雨災害を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会の再構築を図る。

さらに、計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

また、水辺や緑の持つ環境の機能にかんがみ、河川、海岸等の自然環境の保全・再生・創出・管理とその活用を図り、水と緑のネットワーク形成等の取組を継続する。

公共土木施設の耐震化等の地震対策のため、会瀬漁港海岸 海岸保全施設整備事業（茨城県日立市）、江戸川特定構造物改築事業 行徳可動堰改築（千葉県市川市）、栗山川漁港海岸 海岸保全施設整備事業（千葉県横芝光町）、鶴見川河川改修事業 元宮地区堤防耐震対策（神奈川県横浜市）を推進する。

水害対策のため、久慈川河川改修事業 堅磐地区河道掘削（茨城県常陸太田市）、利根川下流特定構造物改築事業 戸田井排水機場改築（茨城県取手市）、小貝川河川改修事業 十和地区築堤（茨城県つくばみらい市）、小貝川河川改修事業 長助町地区築堤（茨城県常総市）、鬼怒川緊急対策プロジェクト（茨城県）、渡良瀬川下流河川改修事業 秋山川伊保内地区築堤（栃木県佐野市）、栃木県における浸水対策の推進（防災・安全）緊急対策（小藪川流域治水対策河川事業）（栃木県）、ハッ場ダム建設事業（群馬県長野原町）、荒川上流河川改修事業 さいたま築堤（埼玉県さいたま市）、中川河川改修事業 大谷田地区築堤（東京都足立区）、多摩川河川改修事業 錦町地区築堤（東京都立川市）、多摩川河川改修事業 港町地区築堤（神奈川県川崎市）、五反田川放水路整備事業（神奈川県川崎市）、相模川河川改修事業 須賀地区築堤（神奈川県平塚市、茅ヶ崎市）、富士川河川改修事業 切石・手打沢地区築堤（山梨県身延町）を推進する。

土砂災害対策のため、利根川水系直轄砂防事業（渡良瀬川） 松木山腹工（栃木県日光市）、

利根川水系直轄砂防事業（鬼怒川） 空沢砂防堰堤（栃木県日光市）、通常砂防事業（戸島沢）（群馬県沼田市）、富士川水系直轄砂防事業 内河内第五砂防堰堤（山梨県早川町）を推進する。

海岸侵食対策のため、若郷漁港海岸 海岸保全施設整備事業（東京都新島村）を推進する。

災害時の救援・復旧ネットワークの整備のため、荒川下流河川改修事業 墨田緊急用船着場整備（東京都墨田区）、臨海緊急用船着場整備（東京都江戸川区）を推進する。

河川防災ステーションの整備のため、利根川上流河川改修事業 目吹地区河川防災ステーション整備（千葉県野田市）を推進する。

まちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の創出のため、富士川総合水系環境整備事業 増穂Ⅱ期地区環境整備（山梨県）を推進する。

失われつつある自然環境の保全・再生・創出・管理のため、利根川総合水系環境整備事業（常陸利根川） 霞ヶ浦田村・沖宿地区自然再生（茨城県）、荒川総合水系環境整備事業 荒川太郎右衛門地区自然再生（埼玉県）を推進する。

## 12 宅地

近年市街地面積及び市街地人口の増加率や市街化圧力が低下していること、今後世帯数の増加が鈍化することにより、新たに必要となる宅地面積も減少傾向で推移すると見込まれることから、市街地整備の重点を既存の市街地の再編整備に移す。密集市街地等において、面的な市街地整備を進めるなど、市街地の防災性を向上する対策を推進する。

また、将来の人口減少・高齢化を考慮し、コンパクトシティの形成を進めるに当たっては、居住と都市機能をより災害リスクの低い地域に誘導するとともに、既に居住や都市機能が集積している地域のリスク低減対策を実施する。

また、工業用地については、工業機能の業務核都市等への誘導及び展開、新産業の創出促進や、工業生産機能の高度化等を進めるため、また、地域産業を振興し地域の活性化を図るための産業拠点として、近郊整備地帯及び都市開発区域において広域的交通基盤施設の整備等にあわせ物流施設の集約化の促進など、物流等の効率化を図り、国際都市にふさわしいビジネス環境の整備等に資する、研究開発機能、業務機能、物流機能等と連携した工業団地の計画的な整備を推進する。

半谷・富田（坂東市）、伊勢崎宮郷（伊勢崎市）の整備を推進する。

## 13 公園・緑地等

都市に必要な環境基盤として多くの生物の生息・生育の場となるとともに、都市住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場、災害発生時の避難地や避難路、地域固有の美しい風景・景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和等に大きな役割を果たす都市公園等の整備、質的向上を計画的に推進する。この場合、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するなどの高齢者、障害者や子育て世代など全ての人々に対応した公園施設等の整備や公園施設の老朽化対策として、計画に基づく施設の点検・診断を実施し、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するなど、戦略的な維持管理・更新等を推進する。

また、地震災害等が発生した場合に市民の生命の安全等を確保するため、防災拠点となる都市公園（防災公園）の整備を推進する。また、観光振興等に寄与する拠点となる都市公園

の整備などにより歴史文化等に根ざした魅力ある空間を創出するなど、観光資源のポテンシャルをいかした地域づくりなどにより、交流人口と消費の拡大を図る。

温室効果ガス吸収源対策として都市公園の整備を推進するとともに、都市及びその周辺における自然環境を有する緑地等については、その保全・再生を図るため、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を踏まえた近郊緑地保全区域の指定など、各種緑地保全制度の活用を推進し、水と緑のネットワーク形成等の取組を継続する。

## 14 住宅

大都市圏、特に大都市近郊における急速な高齢化に対応し、高齢者や子育て世代等の多様な世代が生き生きと生活し活動できる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現するため、医療・介護子育て等のサービス拠点やサービス付き高齢者向け住宅の整備等を推進するとともに、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を推進する。その他に住宅の耐震化、密集市街地の改善整備、バリアフリー対応、新築住宅の省エネ化を推進する。

## 15 教育文化施設等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進するとともに、耐震化や老朽化した学校施設の長寿命化等の取組を推進する。大学等高等教育機関については、各大学等の強みをいかし、地域の中で大学間が相互に連携するなど、様々な社会の要請に応える人材の育成を図るとともに、地域の実情に応じて、高等教育機関が全学的に連携し、様々な資源を活用しながら教育・研究・社会貢献活動を行うことを支援することで、地域との相互交流を促進し、地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図る。

また、人口減少等に伴う社会の要請の変化や多様なニーズに対応し、地域の歴史や特色をいかした公民館、図書館、博物館等の機能更新を進め、効率的・効果的な集約・再編等の取組を進めるとともに、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の開催等を通じた国際貢献・交流の推進に資するスポーツ環境の整備を行う。

このため、群馬県立歴史博物館（高崎市）、図書館・生涯学習センター・芸術文化ホールを備えた文化創造拠点（大和市）等の整備を推進する。

## 16 その他

### (1) 医療施設

高齢人口の増加等に伴う医療需要の急激な増加に対応しつつ、効率的な医療サービス提供体制の構築に資するよう、また首都圏における大規模災害の発生にも対応できるよう、医療等のサービス拠点の整備等を推進する。

このため、前橋赤十字病院（前橋市）、公立藤岡総合病院（藤岡市）、埼玉県立小児医療センター（さいたま市）、さいたま赤十字病院（さいたま市）、埼玉県立循環器・呼吸器病センター 新館（仮称）（熊谷市）の整備を推進する。

## (2) 社会福祉施設等

高齢人口の増加等に伴う介護・福祉需要の急激な増加に対応しつつ、多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができるよう、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備を推進する。また、地域のニーズに応じた多様な子育て支援等を図るため、保育所や乳児院等の整備を推進する。

このため、群馬県立障害者リハビリテーションセンター（伊勢崎市）、神奈川県総合リハビリテーションセンター（厚木市）、（仮称）さいたま市子ども総合センター（さいたま市）、福祉センター跡地活用施設（川崎市）等の整備を推進する。

## (3) 中央卸売市場

都市生活を支える生活サービス機能の整備を図るため、商品形態の変化、小売形態の変化、情報化の進展、食の安全に対する社会的要請の高まり等に対応して計画的に近代的な市場施設の整備を推進するとともに、老朽化や過密・狭隘化の著しい中央卸売市場の計画的な再整備を図る。

このため、東京都中央卸売市場豊洲市場の整備を推進する。

## (4) 文化財の保存のための施設

文化が育む活力ある地域社会を形成し、歴史文化等に根ざした魅力ある空間を創出するなど、地域に存在する文化財等の適切な保存、継承、創造、活用等を図るため、史跡上野国分寺跡（前橋市・高崎市）の整備を推進する。

## (5) 墓地及び火葬場

周辺環境に配慮しつつ、住民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、墓地の管理及び埋葬等が支障なく行われるなど、都市生活を支える生活サービス機能の整備に向け、土浦市営斎場、小田原市斎場の整備を推進する。

## (6) と畜場

食用に供するために行う家畜処理の適正の確保等、都市生活を支える生活サービス機能の整備を推進するため、群馬県食肉卸売市場（玉村町）の整備を推進する。

## (7) 農林水産業施設等

消費地に近接する立地条件をいかして、地域特性に応じた農業を展開するとともに、農地・農業用水の確保と有効利用等を通じて、食料供給基地としての機能を強化する。農地の大区画化、汎用化、かんがい排水施設機能の維持・増進、農地防災等農業生産基盤の整備を効率的に推進するとともに、戦略的な維持管理・更新等に取り組む。

森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、森林の有する水源涵養等多面的機能の発揮を図るため、森林の整備・管理を計画的に推進する。

資源管理体制下での水産資源の適切な管理や安全で活力ある漁村づくり等を図るため、漁業地域の防災対策や漁港機能の集約化・再活用等に資する整備等を一体的に推進する。

このため、水戸市、下妻市、宇都宮市、栃木市・小山市、那須烏山市、茂木町、市貝町、

渋川市・吉岡町、熊谷市、深谷市、久喜市・加須市、幸手市、野田市、我孫子市、印西市、中央市等においてかんがい排水施設の整備や中山間地域の総合的整備を図るなど、農業農村整備事業等を推進する。

また、常陸大宮市、群馬県利根川流域、市原市、相模原市等において森林整備事業等、桜川市、上野村、市原市、相模原市等において治山事業、茨城県沿岸域において水産基盤整備事業、小田原漁港において臨港道路整備事業を推進する。